

改正

平成19年3月7日告示第25号

平成26年12月16日告示第197号

平成28年3月29日告示第53号

富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地の崩壊により発生した災害の復旧及び二次災害の防止により市民の生命、身体又は財産の保護に資するため、緊急的な工事を行うがけ地の所有者等（以下「施行者」という。）に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 原則として自然の力により形成された斜面地で、その傾斜度が30度以上である土地をいう。
- (2) 崩壊 降雨又は地震等により地盤が緩み、がけ地が崩れ落ちること又は表層が滑り落ちてくることをいう。
- (3) 二次災害 崩壊により溜まった土砂等に起因して発生する災害をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する工事に対し、予算の範囲内において助成することができる。

- (1) 富里市地域防災計画において急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている区域又はがけ地の垂直の高さが5メートル以上で、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる危険区域として、市長が別に定めるところにより設置する富里市がけ地整備事業審査委員会が特に認めた区域において行う工事
- (2) 二次災害を防止するため緊急に行う工事（急傾斜地崩壊防止工事技術指針（国土交通省河川局砂防部監修）に基づく工事は除く。）
- (3) 施行者が、富里市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者又はこれに準ずる者として、市長が特に認めたものに委託して行う工事

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする工事を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該工事は助成対象とはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められるものを除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
(暴力団密接関係者)

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（助成事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、二次災害を防止するために必要とする擁壁の設置、法面の整備又は災害の復旧に必要とする既存建造物の除却に要する費用とする。

2 助成金の額は、対象経費の3分の1以内の額とし、150万円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申請された対象経費が著しく適正を欠くと認めたときは、市長が適正と認めた額を対象経費として助成金の額を決定するものとする。

(助成の申請及び交付決定)

第6条 助成金を受けようとする施行者は、工事着手前にかげ地災害復旧助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 災害写真
- (4) 工事施工図
- (5) 工事費見積書
- (6) 工事施工承諾書(工事の区域内に、施行者以外の土地、建物の権利を有する者がいる場合)
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請の内容が第3条第1項各号に規定する助成の範囲であると認めるときは、施行者にかげ地災害復旧助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(工事の変更等)

第7条 施行者は、前条第2項の規定による決定通知を受けた後に、工事の内容を変更しようとするとき又は廃止しようとするときは、速やかにかが地災害復旧工事の変更・廃止申請書(別記第3号様式)に次の各号のいずれかに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げるもののうち変更に関する図書
- (2) 工事の廃止後の安全確保の方法を明記した図書

2 市長は、前項の規定により申請の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施行者にかげ地災害復旧工事の変更・廃止承認通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

- (1) 工事の変更の場合にあっては、変更後の工事が第3条各号に適合しているとき。
- (2) 工事の廃止の場合にあっては、工事の廃止後も安全が確保できる見込みがあるとき。

(実績報告及び完了検査)

第8条 施行者は、工事を完了したときは、速やかにかが地災害復旧工事完成届(別記第5号様式)に次に掲げる書類等を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 工事写真及びしゅん工図
- (2) 市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該工事が申請の内容に適合しているかどうか検査しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条第2項の検査の結果、交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付額を確定し、がけ地災害復旧助成金交付額確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による助成金交付額確定通知書を受けた施行者は、助成金の交付を受けようとするときは、がけ地災害復旧助成金請求書（別記第7号様式）に当該工事の領収証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(返還等)

第11条 市長は、施行者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、助成金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に助成金を交付したときは、助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の予算に係る助成から適用する。

附 則（平成19年3月7日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年12月16日告示第197号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に改正前の富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱に基づき交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日告示第53号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

富里市長 様

申請者住所
氏名

㊟

がけ地災害復旧助成金交付申請書

がけ地災害復旧工事を実施したいので、富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 事業の所在地
- 2 交付申請額
- 3 住宅等所有者
- 4 予定工事期間
- 5 施工業者
- 6 添付書
 - (1) 位置図
 - (2) 公図写し
 - (3) 災害写真
 - (4) 工事施工図
 - (5) 工事費見積書
 - (6) 工事施工承諾書
 - (7) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第6条関係）
第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

富里市長 印

がけ地災害復旧助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました富里市がけ地災害復旧助成金の交付については、下記のとおり決定したので、富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件等

第3号様式（第7条関係）
第3号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者住所
氏名

印

がけ地災害復旧工事の変更・廃止申請書

年 月 日付で助成金交付決定を受けた富里市がけ地災害復旧工事について、下記のとおり変更・廃止したいので富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

助成金申請内容の変更・廃止
(理由)

第4号様式（第7条関係）
第4号様式（第7条関係）

年 月 日

住 所
氏 名

富里市長

印

がけ地災害復旧工事の変更・廃止承認通知書

年 月 日付で変更申請のありました富里市がけ地災害復旧工事について、下記のとおり変更・廃止することを承認したので富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

第5号様式（第8条関係）
第5号様式（第8条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者住所
氏名

㊟

がけ地災害復旧工事完成届

年 月 日付け指令第 号で交付決定の通知を受けたがけ地災害復旧工事を下記のとおり完了いたしましたので、富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第8条第1項の規定により届け出いたします。

つきましては、同条第2項の規定による完了検査の実施をお願いいたします。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 完 成 年 月 日 年 月 日
- 3 施 工 業 者

第6号様式（第9条関係）
第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長

印

がけ地災害復旧助成金交付額確定通知書

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定したがけ地災害復旧助成金については、下記のとおり交付額を確定したので、富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第7号様式（第10条関係）
第7号様式（第10条関係）

年 月 日

富里市長 様

請求者住所
氏名

㊟

がけ地災害復旧助成金請求書

年 月 日付で確定のあった富里市がけ地整備事業補助金について、
富里市がけ地災害復旧助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求
します。

記

請求額

円